

（資金払出しの確認）

第35条 貸付口座からの払出しに当たっては、融資対象物及び請求書等により、必ず使途を確認することとする。

なお、貸付金は、貸付実行後30日以内に全部又は一部の払出しを行い、原則として受入後3か月以内に全額の払出しを終えるものとし、融資機関はその確認をすることとする。

（経営状況報告）

第36条 借入者は、経営改善資金計画期間中において経営改善が達成されるまでは、毎年、基本要綱第3の4の（2）に定める様式により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

なお、借入者が農業者組織の場合については、この限りでない。

第6節 その他の手続き

（債権保全措置）

第37条 債権保全措置については、基本要綱第3の3に基づくほか、次に掲げる事項によるものとする。

- 一 埼玉県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受けた貸付けは、債権回収に係るリスクが軽減されるのであるから、保証料の補助又は貸付利率の引下げ等により、借入者に相当部分の還元をすることも考慮するよう努めることとする。
- 二 債務保証の委託申込みを受けた基金協会は、適正な保証料を設定し、農業者等に過重な負担をかけないようにしなければならない。
- 三 県は、農業近代化資金の利子補給承認をしたときは、基金協会へ農業近代化資金承認通知書を送付するものとする。
- 四 前項の通知を受けた基金協会は、債務保証に関する事項等に相違がある場合は、速やかに県に報告するものとする。その他県は、必要に応じて債務保証の状況について報告を求めるものとする。

（承認の保留、不承認）

第38条 県（農林振興センター所長及び県農業支援課長）は、利子補給承認申請について、審査した結果、利子補給の承認がし難いと決定した場合は、次の各号により、処理するものとする。

- 一 関係法令、本要領等により、明らかに農業近代化資金として利子補給承認ができないもの及び県が設定した限度額を超えるなど利子補給承認の見込みの全くないものの場合には、融資機関に様式第2号により不承認の通知をするものとする。
 - 二 利子補給承認の見込みのあるもので、書類等の不備、事業内容等の変更を要するもの、現地調査を要するもの、融資枠の不足、その他の場合には、融資機関に様式第3号により承認の保留の通知をするものとする。
- 2 前項による通知を受けた融資機関は、借入申込者に通知するとともに、内容の説明をするものとする。

（承認申請の取下げ）

第39条 利子補給承認を受ける前に、申請の取下げをする場合は、融資機関は、農業近代化資金利子補給承認申請取下げ届（様式第4号）を県に提出するものとする。

2 利子補給承認を受けた後に、貸付実行をせずに利子補給の辞退をする場合には、融資機関は、農業近代化資金貸付実行辞退届（様式第5号）を県に提出するものとする。

（変更承認申請）

第40条 融資機関は、次の各号に該当する場合で、利子補給の承認を受けた承認事項を変更する必要があると認めたときは、農業近代化資金利子補給変更承認申請書（様式第6号の1）及び農業近代化資金貸付条件等変更願（様式第6号の2）を市町村を経由して県に提出し、承認を受けるものとする。

一 借入者から天災その他特別の事由により、貸付条件を変更したい旨の申出があったとき。

二 借入者から事業内容（事業費、事業量）の2割以上を変更したい旨の申出があったとき。

2 前項の申請書を受けた市町村は、意見を付して、県へ提出するものとする。

（変更の承認）

第41条 県は、変更承認申請書を受理したときは、諾否を決定し、市町村を経由して融資機関に通知するものとする。

2 融資機関は、前項の通知を受けたときは速やかに借入者に通知するものとする。

第7節 事業の着工と完了

（事業着工）

第42条 借入者は、第33条第3項による通知を受けた後、速やかに事業に着手するものとする。

なお、事業の着手とは、以下のいずれか早い日とする。

一 建物、構築物等工事を伴うものについては、現場でその工事（据付けを含む。）を開始すること。

二 機械器具等の購入については、その一部又は全部が納品されること。

三 対象事業費（契約金、内金等を含む。）の一部又は全部の支払をすること。

（事前着工届）

第43条 融資機関は、利子補給承認を受ける前に事業に着手することが真にやむを得ないと認められるときは、借入者から提出された「農業近代化資金における早期事業着工願（様式第7号の2）」を添付し、「農業近代化資金利子補給承認前着工届（様式第7号の1）」を県に提出するものとする。

（事前着工）

第44条 融資機関は、前条の届が受理された場合は、その旨を借入者に通知するものとする。

(完了報告)

第45条 借入者は事業完了後遅滞なく事業完了報告書(様式第8号)及び農業近代化資金手帳(様式第9号。以下「手帳」という。)を融資機関に提出するものとする。

なお、事業の完了とは、以下のいずれか遅い日とする。

- 一 建物、構築物等工事を伴うものについては、現場でその工事が完了した日。
- 二 機械機具等の購入については、納入が完了した日。
- 三 対象事業費の支払が完了した日。

2 融資機関は、借入者の事業の進行について指導を行うとともに、適切な時期に完了報告がない場合は、必要に応じ県に報告し、指示を受けるものとする。

第8節 事業内容の確認

(事業完了の確認)

第46条 融資機関は、借入者から提出された事業完了報告書等について、全ての領収書(又はその写し)が添付されているかなどの内容を確認し、速やかに現地確認を行うものとする。

また、借入者から通帳の提示を受けるなどして、貸付口座の受け払いを明らかにする書類(通帳の写しなど)を添付するものとする。

さらに、現場写真を手帳に添付するものとする(貸付金額が600万円を超える事業は必須)。

(事後指導)

第47条 融資機関は、第36条に基づく経営状況報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。

2 融資機関は前条により事業完了、資金使途、支払いした事業費等を確認した結果、目的外使用又は超過融資等利子補給承認の条件と異なると認められるときは、速やかに農林振興センターに報告し、指示を受け是正措置を講ずるものとする。

3 融資機関は、事業完了確認後における貸付対象施設等の使用状況について、信用事業部門と営農指導等の部門との連携を図るなどして的確な把握に努めるとともに、第50条第1号から第3号及び第7号のいずれかに該当する事由が判明した場合にあっては、速やかに農林振興センターに報告し、指示を受け是正措置を講ずるものとする。

(書類整備)

第48条 融資機関は利子補給承認申請書、借入申込書、経営改善資金計画書、借用証書、農業近代化資金手帳、事業完了報告書等の関係書類を整備し、貸付金の償還終了ののち、5年間(借用証書を除く。)保管するものとする。

(貸付調査)

第49条 県は農業近代化資金制度の適正な推進を期するため、融資機関に対し、必要に応じ規程第7条に規定する書類調査及び現地調査等を行うものとする。

(利子補給の打切り等)

第50条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、規程第6条に基づく措置を講ずるものとする。

- 一 借入者が農業近代化資金の借入申込時の書類に偽りの記載をして、貸付けを受けたとき。
- 二 借入者が貸付金をその目的以外に使用したとき又は農業者等でなくなったとき。
- 三 借入者が貸付金により改良、造成又は取得した施設等を譲渡若しくは当初の目的以外の目的に使用したとき、又は事業を中止したとき。
- 四 借入者が利子補給承認前に、事業に着手したとき。（承認前着工届が受理された場合を除く。）
- 五 借入者が融資率を超過した貸付けを受けたとき。
- 六 借入者が貸付金を長期にわたって使用しないとき。
- 七 借入者が関係法令及び本要領等の規定に違反したとき。
- 八 借入者から繰上償還があったにもかかわらず、融資機関が報告を怠る等、融資機関の責に帰すべき事由により、関係法令及び本要領等の規定に違反したとき。

第9節 利子補給金の交付

（利子補給金の交付）

第51条 融資機関の県に対する利子補給金の請求は、様式第10号で行うものとする。

- 2 融資機関が利子補給金の受領に関する一切の権限を信連に委任する場合には委任状（様式第11号）をあわせて提出するものとする。
- 3 利子補給金の額は、1貸付ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の延滞額を除く最高残高の総和を365（閏年にあっても365とする。）で除して得た金額（円未満切り捨て））にそれぞれの利子補給率を乗じて得た金額（円未満切り捨て）の合計額である。
- 4 県は、利子補給金の請求を受けた場合で、知事が適当と認めたときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第52条 既に交付を受けた利子補給金について、返還を要する事態が生じた場合は、融資機関は、様式第12号により、知事に返納申請をするものとする。

- 2 利子補給承認を受け、既に貸付実行をしたものについて、利子補給の辞退をする場合には、融資機関は農業近代化資金利子補給辞退届（様式第13号）を県に提出するものとする。

（※ 附則は直近の主なもののみ抜粋）

附 則

この要領は平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要領は平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月24日から施行し、平成23年3月11日以降の利子補給承認に適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から施行する。

この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についてのこの要領による改正後の埼玉県農業近代化資金取扱要領の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月19日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成30年11月12日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月14日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月6日から施行する。

附 則

この要領は令和4年5月9日から施行する。

附 則

この要領は令和4年7月29日から施行する。

附 則

この要領は令和5年8月15日から施行する。

附 則

この要領は令和7年9月11日から施行する。

別表1（第5条関係）

資 金 種 類

1 法対象資金

対象別資金名		資 金 種 類
建構築物改良等資金 （1号資金）		農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農産物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工受精施設、家畜市場施設、家畜診療施設、観光農業施設、未利用資源活用施設、農業労働力確保施設、農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害防止のために必要な施設その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に必要なものを除く。） なお、以上のうち認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。
農機具等取得資金 （2号資金）		原動機、農用地改良造成用機具、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調製散布用機具、病虫害等防除用機具、収穫調製用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具、運搬用機具、観光農業用機具、未利用資源活用用機具又は生産・経営管理情報処理用機具等の改良、復旧又は取得に必要な資金 なお、以上のうち認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。
果樹等植栽育成資金 （3号資金）		果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、オリーブ、果樹、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に必要な資金に限る。）
家畜購入育成資金 （4号資金）		乳牛その他の家畜の購入又は育成に必要な資金
小土地改良資金 （5号資金）		事業費1800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）
農村環境整備資金 （6号資金）		診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設の改良、造成又は取得に必要な資金（ただし、農業者組織に貸し付けられる場合に限る。）
大臣特認資金（7号資金）	農村給排水施設資金	農業者の農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金
	特定の農家住宅資金	特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金
	内水面養殖施設資金	内水面養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金
長期運転資金 （8号資金）		農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金
セット融資 （9号資金）		二種類以上の資金（6号資金を除く）を同時に借り入れる場合

2 特利資金

使途別資金名	資 金 種 類
稲作転換促進資金	1号資金及び2号資金のうち、水稻から一般作物（麦、飼料用作物又は大豆等）に転換するために必要とする資金
環境保全型農業資金	1号資金及び2号資金のうち、農業生産に伴って生ずる公害を防止するため、又は有機農業を行うために必要とする資金
農機具等共同化資金	農機具等の共同利用を行うために必要な2号資金及び1号資金のうち農機具保管修理施設に係る資金（補助残融資以外で、構成員全てが農業者である農業を営まない任意団体及び農事組合法人（農業を営むものを除く。）に貸付ける場合に限る。）
合併農協資金	法対象資金（5号資金及び8号資金を除く。）のうち、合併農業協同組合が必要とする資金（法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が貸付ける場合に限る。）

3 農業振興資金

対象別資金名		資 金 種 類
(10号資金) 農業経営資金	規模拡大資金	農業経営拡大のための飼料、種苗、原材料等の購入に必要な資金
	施設改修資金	農業用施設等の改修に必要な資金
	永年作物被害回復資金	永年作物に被害を受けた農業者の被害を受けた年の翌年以降の経営の回復を図るため、肥料、種苗、原材料等の購入に必要な資金
	農業経営回復資金	農作物等に被害を受けた農業者の農業経営回復のため、肥料、種苗、原材料等の購入資金、その他農業経営に必要な資金

別表2（第6条関係）

貸付対象者

区分	貸付対象者の内容	施設
農業者等	農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者であって次に掲げる者（農業を営むことを主な目的とする法人等の団体を含む。） 1 認定農業者等（簿記記帳を行っている者又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者に限る。） 2 認定新規就農者 3 目標地図に位置付けられた者 4 次に掲げる全ての要件を満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(1)、(2)及び(4)に掲げる要件を満たす者を含む。） (1) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1000万円以上）であること。 (2) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。 (3) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。 (4) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。） 5 原則として5年以内に、1となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。） 6 1～3までの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。） 7 法人格を有しない農業を営む任意団体	個人施設
農業者組織	1 農業協同組合 2 農業協同組合連合会 3 農事組合法人（農業を営むものを除く。） 4 存続中央会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会をいう。以下同じ。） 5 農業共済組合及び農業共済組合連合会 6 土地改良区及び土地改良区連合 7 たばこ耕作組合 8 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 9 農住組合 10 農業振興一般社団法人等 11 農業協同会社 12 農業を営まない任意団体	共同利用施設

- (注1) 認定農業者等のうち認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者は、当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。
- (注2) 目標地図に位置付けられた者とは、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう）。に位置付けられた者（市町村が認める者）をいう。
- (注3) 農業を営む任意団体とは、次に掲げるものをいう。
- 1 集落営農組織
 - (1) 農業者が主たる構成員となっており次の要件を全て満たす団体
 - ア 次の事項について、適切な規約等の定めを有していること
 - (ア) 代表者及び代表者の選任の手続き
 - (イ) 代表権の範囲
 - (ウ) 農業経営の近代化の資する旨を含んだ団体の目的
 - (エ) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法（意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。）
 - (オ) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
 - (カ) 会費又は農業近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法（徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。）
 - イ 一元的に経理を行っていること
 - ウ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目的を有していること（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人とする。）
 - エ 農用地の利用の集積の目標を定めていること（水田作及び畑作に係る農業経営の場合に限る。）
 - オ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること
 - (2) 前記(1)の団体が法人化するときその構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）
 - 2 本表の農業者欄の1から6までの者が全構成員の過半を占め、かつ1の(1)のアの事項について、適切な規約等の定めを有しているもの
- (注4) 本表における農業協同組合とは、次に掲げる貸付要件を全て満たす農業協同組合とする。
- 1 法令違反や不祥事がないこと。
 - 2 国及び県の行政検査並びに存続中央会又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと。
 - 3 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
 - 4 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。
（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）
 - 5 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）
 - 6 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。
 - 7 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。
- (注5) 本表における農業協同組合連合会とは、注3に掲げる貸付要件を全て満たす農業協同組合連合会とする。
- (注6) 本表における事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協

同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。)とは、農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に関する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行うものをいう。

- (注7) 本表における農住組合とは、農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を保有しているものに限る。
- (注8) 農業振興一般社団法人等とは、農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては、基本財産の額の過半を拠出しているものをいう。
- (注9) 農業協同会社とは、農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているものをいう。
- (注10) 農業を営まない任意団体とは、法人でない団体であつて、農業者が主たる構成員となつており、かつ次の事項について、適切な規約等の定めを有しているものをいう。
- 1 代表者及び代表者の選任の手続き
 - 2 代表権の範囲
 - 3 農業経営の近代化の資する旨を含んだ団体の目的
 - 4 団体の意思決定の機関及びその決定の方法（意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。）
 - 5 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
 - 6 会費又は農業近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法（徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。）
- (注11) 農業者に貸付けられる場合の貸付対象施設等を個人施設とし、農業者組織に貸付けられる場合の貸付対象施設等を共同利用施設とする。

別表3（第11条関係）

償還期限・据置期間

1 法対象資金（特利資金を含む。）

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画に従って農業経営基盤強化促進法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業者組織	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原則		15	7	15	3	17	5	15	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	18	—	—	—

※本表における認定就農計画とは、農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。

2 農業振興資金

対象別資金		償還期限（年以内）		左のうち据置期間（年以内）	
		農業者	農業者組織	農業者	農業者組織
農業経営資金	規模拡大資金	3		1	
	施設改修資金	5		2	
	永年作物被害回復資金	3		1	
	農業経営回復資金	6		1	

別表４（第１４条関係）

貸付限度額

１ 法対象資金（特利資金を含む。）

貸付対象者		貸付限度額
農業者		１８００万円
	農業参入法人	１億５千万円
	特別農業者 協業農業者	２億円
農業者組織		１５億円 （又は大臣特認額）

（注１）農機具等共同化資金については、貸付限度額を１８００万円とし、特に認められた場合は、２億円とする。

（注２）特別農業者とは、農業者のうち、経営の規模等について次の基準を勘案して、知事が承認するものをいう。

経営形態	経営規模の基準
畜産経営（酪農・肉用牛経営）	常時飼養頭数が、１５頭以上
（繁殖豚経営）	常時飼養頭数が、４０頭以上
（肥育豚経営）	常時飼養頭数が、１２０頭以上
（採卵鶏経営）	常時飼養羽数が、３，０００羽以上
（採肉鶏経営・育成鶏経営）	常時飼養羽数が、５，０００羽以上
果樹園経営・茶園経営	経営する樹園地の面積が、１ヘクタール以上
施設園芸経営	経営する施設園芸の施設が、１０アール以上
土地利用型経営	経営する土地の実面積が、５ヘクタール以上
きのこ栽培経営	しめじ（ひらたけ）栽培者で、栽培ビン（８００cc）が、５０，０００本以上
その他の経営	上記の規模に準じると認められる規模以上

（注３）協業農業者とは、農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人及び農業を営む任意団体をいう。

（注４）大臣特認額とは、特別の理由がある場合において、農業者組織の貸付限度額について、農林水産大臣が承認した額をいう。

（注５）協業農業者に貸付けられる場合の貸付対象施設を、協業施設とする。

２ 農業振興資金

資金区分			貸付限度額
農業 経 営 資 金	規模拡大資金	（個人の農業者が借入れる場合）	５００万円
	永年作物被害回復資金	（農業者等のうち法人等の団体が借入れる場合）	１０００万円
	施設改修資金	知事特認者	３０００万円
	農業経営回復資金		５００万円

（注）知事特認者とは、特別の理由がある場合として、知事が特に認めた農業者等をいう。

借入希望書等の添付書類

埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱第3で定める書類※に次の1～3の書類を添付すること。

※埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱第3で定める書類

「要綱別紙1＜借入申込希望書兼経営改善資金計画書＞」、「農業経営改善計画書及びその認定書」（認定農業者のみ）、「青年等就農計画書及びその認定書」（認定新規就農者のみ）、「要綱別紙2の（1）＜意見書＞または要綱別紙2の（2）＜確認書＞」（認定新規就農者のみ）、「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」（クロスコンプライアンス対象家畜を飼養する農業者のみ）

1 共通

提出書類	提出区分
見積書	カタログ等がある場合はあわせて提出する。
借入理由書（付表第1号）	借入申込金額が、1800万円を超える場合に提出する。
早期事業着工願（様式第7号の2）	やむを得ない事情があり事前着工を希望する場合に提出する。
補助金関係書類	補助残融資（又は融資残補助）の場合に提出する。 ・事業計画書 ・交付内示(写)又は交付決定通知書(写)

2 貸付対象者別提出書類

区分	提出書類	提出区分
該当する区分のものを提出	個人の農業者	貸付限度額に関する付表（付表第2号）
	団体の農業者 組織農業者	個人が、1800万円（既往借入残高がある場合は残高を合算した金額）を超えて申込をする場合に提出する。（融資機関が作成する。）
		定款、規約又はこれに準じるもの
		最近時の業務報告書又はこれに準じるもの
		最近時の試算表又はこれに準じるもの
		法人格の無い団体は提出不要
		借入申込に係る総会又は理事会等の議事録の写し
		法人格のある団体は提出不要
	集落営農組織及び集落営農組織が法人になるときにその構成員になろうとする者	経営改善資金計画認定通知書の写し
	農業者組織	別表2の(注3)の1の要件を証する書類
		定款、規約又は業務報告書等では不足する場合に提出する。
	農業者組織	事業計画書
		農業者組織が、1800万円を超えて申込をする場合に提出する。

3 資金別提出書類

区 分		提 出 書 類	提 出 区 分
号資金	区 分 細 目		
1号 6号 7号	施設の造成取得等に要する資金	設計図(平面図・配置図・現場案内図)	
		建築確認通知書(写)	建築確認を必要としない場合は不要
		工事の請負等の契約書(写)	借入申込金額が、1800万円を超える場合に提出する。
1号 2号	畜産経営に係る施設、機具等の造成取得等に要する資金	フン尿処理計画書 (付表第5号)	特に認められた場合は、提出不要
2号	運搬用機具の取得に要する資金	運搬用機具に関する付表 (付表第6号)	
4号	肥育牛購入育成資金、 肥育豚・鶏購入資金	肥育牛購入育成及び肥育豚・鶏 購入に関する付表 (付表第7号の1～2)	飼養規模拡大の場合は、付表第7号の 1、品質等の優れた家畜等導入の場 合は、付表第7号の2を提出する。
7号	内水面養殖施設資金	県水産研究所の意見書 (付表第8号)	
	特定の農家住宅資金	借入資格をあらわす証明書	当該市町村、当該土地改良区の証明書 又は、仲人等の婚姻に係る証明書等を提出 する。
8号	長期運転資金	事業の内容が分かる書類	
10号	永年作物被害回復資金・農業 経営回復資金	農業災害資金融通事務取扱要領 に基づく被害認定書(写)	
特利 資金	環境保全型農業資金	環境保全型農業資金認定申請書 (付表第3号)	
	稲作転換促進資金	稲作転換促進資金認定申請書 (付表第4号)	補助残融資の場合は、提出不要

(注) この他、必要に応じて関係書類を添付するものとする。

<参考> 正式な手続きの際に追加で提出する書類(融資機関審査後)

提 出 書 類	提 出 区 分
借入申込書(基本要綱参考様式3)又は 借入申込書兼債務保証委託申込書(基本 要綱参考様式4))	農業信用基金協会の債務保証を利用する場合は、借入申込書(基本要綱参考様式3※)に代えて借入申込書兼債務保証委託申込書(基本要綱参考様式4※)を提出 ※各融資機関における同内容の様式でも対応可
以下、借入申込後に借入申込書類に添えて市町村(県)に提出する書類	
農業近代化資金利子補給承認申請書 (システム要領様式第1号)	融資機関が作成し、借入申込書類に添えて市町村に提出
利子補給承認前着工届 (様式第7号の1)	借入申込者から早期事業着工願(様式第7号の2)の提出を受けた融資機関が、事前着工が必要と認める場合に作成し、借入申込書類に添えて市町村に提出
意見書(様式第1号-1)	市町村(特別融資制度推進会議)※が作成し、県へ提出。 ※特別融資制度推進会議が融資機関に審査事務を委任している場合は、融資機関が意見書(様式第1号-2)を作成し特別融資制度推進会議に提出
経営改善資金計画認定通知書の写し	認定農業者等又は認定新規就農者が借り入れる場合に、市町村(特別融資制度推進会議)が借入申込書類に添えて県に提出

別表6（第31条関係）

提出期限等

提出者	提出先	提出書類	提出期限
農業者等	融資機関	借入申込希望書兼経営改善資金計画書等 1部	
融資機関	市町村	申請書 3部 借入申込希望書兼経営改善資金計画書等（写） 3部	偶数月の5日
市町村	県農林振興センター	意見書 2部 申請書 2部 借入申込希望書兼経営改善資金計画書等（写） 2部	偶数月の15日
農林振興センター	県農業支援課	意見書 1部 申請書 1部 借入申込希望書兼経営改善資金計画書等（写） 1部	偶数月の20日

（注1）借入申込希望書兼経営改善資金計画書等の原本については、融資機関において保管することとする。

（注2）農林振興センター所長承認分については、借入申込希望書兼経営改善資金計画書等（写）、市町村意見書の提出をそれぞれ1部減とし、農林振興センターから県農業支援課への提出は、申請書のみとする。

また、提出期限は偶数月の25日とする。

（注3）特に、市町村及び農林振興センターを経由する必要がないと認められた場合の提出期限等は次のとおりとする。

提出者	提出先	提出書類	提出期限
農業協同組合等	融資機関	借入申込書等 1部	
融資機関	県農業支援課	申請書 1部 借入申込書等（写） 1部	偶数月の20日

付表第 1 号

農業近代化資金借入理由書

借入申込者 氏名
借入れをする理由及び必要性
借入れをして実施する事業の（農業経営の近代化に対する）効果
融資機関の意見（融資機関名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）
市町村の意見（市町村名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）
農林振興センターの意見（農林振興センター名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）

（注）この付表は、借入申込額が、１８００万円を超える場合に提出する。

付表第 2 号

農業近代化資金貸付限度に関する付表

借 入 申 込 者							
区分	承認 年度	承認 月	承認番号	資金種類	貸付年月日	当初貸付(予定)額	貸付金(予定)残高
既 貸 付 金						千円	千円
						千円	千円
						千円	千円
						千円	千円
今回の申し込み						千円	千円
合 計				—	—	—	千円
通常の貸付限度額		千円		特認の貸付限度額		千円	
農業経営の形態				農業経営の規模			

(注) 本付表は、個人の農業者が、1800万円（既往借入残高がある場合は残高を合算した金額）を超えて借入申込をする場合に、融資機関が作成し借入申込書に添付することとする。

環境保全型農業資金認定申請書

(融資機関の長) 様 借入申込者 農業近代化資金について、環境保全型農業資金として借り入れられるよう手続きをお願いします。	
経営の内容	
借入事業の内容（公害防止用又は有機農業用としての使用方法等）	
借入事業を実施する必要性、実施した場合の効果	
埼玉県知事 様 (融資機関の長) この貸付の利子補給承認にあたっては、環境保全型農業資金としての認定を申請します。	
特利資金とすることについての意見	
特利資金とすることについての市町村の意見（市町村名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）	
特利資金とすることについての農林振興センターの意見（農林振興センター名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）	

稻作轉換促進資金認定申請書

(融資機関の長)様 借入申込者 農業近代化資金について、稲作転換促進資金として借り入れられるよう手続きをお願いします。		
転換の内容	転換をする水田の面積	転換作物名
借入事業の内容（施設等の種類：規模等）		
稲作転換事業との関連（必要性）		
埼玉県知事様 (融資機関の長) この貸付の利子補給承認にあたっては、稲作転換促進資金としての認定を申請します。		
特利資金とすることについての意見		
特利資金とすることについての市町村の意見（市町村名：）		
以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）		
特利資金とすることについての農林振興センターの意見（農林振興センター名：）		
以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）		

(注) 補助残融資にあっては、本付表は提出不要。

フン尿処理計画書

区 分			数 量		積 算 等
収容頭数	常 時 使 用 頭 羽 数		羽 頭		
	年 間 使 用 頭 羽 数		羽 頭		
年間排泄量	ふ ん		Kg／年間	Kg／日	
	尿		Kg／年間	Kg／日	
	計		Kg／年間	Kg／日	
処理方法	加 工 処理方法等	ふん	処理施設名、 規模及び処理量		処理後土地還元する場合 はその量
		尿	//		
	土地還元	生ふん 生尿			
	合 計				
土地還元計画	作 物 又 は ほ 場 別 計 画		ha	ふん kg:尿 Kg	10ha当たり Kg還元
土地還元以外の処理方法及び量					

運搬用機具に関する付表

	借入申込者 氏名					
農 地 利 用 の 概 況						
作 目 名						
農地利用面積	a	a	a	a	a	
この運搬用機具で 運搬しようとする 作物の生産量	作 物 名					
	生 産 量					
運搬用機具の購入先						
購入しようとする車種			性 能 （馬力等）			
価 格	円	農産物の運搬先		（運搬距離 ）		
現在保有する運搬用機具名及び数量						
更新の場合の旧機種名				性 能 （馬力等）		
下 取 り 価 格		円		農業近代化資金の借入		1．有り 2．無し
運搬用機具の必要性及び事業実施の効果等						
融資機関の意見（融資機関名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）						
市町村の意見（市町村名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）						

肥育牛購入育成及び肥育豚・鶏購入
に関する付表（飼養規模拡大）

借入申込者 氏名				
事業計画				
1. 借入申込時の経営状況（借入申込みに係る経営のみ）				
施設等名	規模	設置場所 (農振地域等の地域区分)	飼養家畜	
			種類	常時飼養頭羽数
2. 飼養規模の拡大及び目標				
家畜の種類	拡大頭羽数	飼養規模の目標		
		目標年度	常時飼養頭羽数	
3. 飼養頭羽数の増加に伴う施設等の取得予定				
施設等の種類	規模	事業費	資金調達	取得改良等の時期

肥育牛購入育成及び肥育豚・鶏購入 に関する付表（品質等向上）

1	営農類型																																													
2	飼養規模の現況と目標		<table border="1"> <tr> <td>種類（品種）</td> <td>単位</td> <td colspan="2">現況規模（年度）</td> <td colspan="2">目標規模（年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>頭羽数</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>								種類（品種）	単位	現況規模（年度）		目標規模（年度）			頭羽数																												
種類（品種）			単位	現況規模（年度）		目標規模（年度）																																								
			頭羽数																																											
3	品質等の能力に優れた家畜の内容																																													
4	3の家畜の導入を通じた経営改善の方法の概要																																													
5	品質等の能力に優れた家畜の導入計画																																													
		実績（年度）		計画（資金借入） （年度）		（参考）資金借入次年度以降																																								
						計画（年度）		計画（年度）																																						
		群又は月	購入	出荷	購入	出荷	購入	出荷	購入	出荷																																				
年間 購入・計画	年		()	()	()	()	()	()	()	()																																				
	間		()	()	()	()	()	()	()	()																																				
	購		()	()	()	()	()	()	()	()																																				
	入		()	()	()	()	()	()	()	()																																				
	・		()	()	()	()	()	()	()	()																																				
	計		()	()	()	()	()	()	()	()																																				
飼 養 頭 羽 数	期首数	()		()		()		()																																						
	年間購入数	()		()		()		()																																						
	近現代化 資金借入	()		()		()		()																																						
	年間出荷数	()		()		()		()																																						
	期末数	()		()		()		()																																						
	常時使用数																																													
体 重 ・ 価 格 等	導	体重																																												
	入	価格																																												
	時	月齢																																												
	出	体重																																												
	荷	価格																																												
	時	月齢																																												

注：年間購入出荷計画及び飼養頭羽数欄の（ ）内は経営全体の飼養頭羽数を記入する。

養魚施設に関する意見書

年 月 日

(あて先)
農 林 部 長
(融 資 機 関 の 長 様)

水 産 研 究 所 長

から、申込のあった養魚施設に関する意見書を提出します。

融 資 対 象 区 分			
対 象 名	改 良	造 成	取 得
養 魚 施 設 等			
機 具 ・ 資 材			

上記のことについて、審査した結果、事業計画等から判断して、適当と認められます。

農業近代化資金利子補給申請に関する意見書

年度 月申請 [〇〇融資機関]分

市町村長

借入申込者					
項目					
借受者資格	1 借受者は適格か				
	2 借受者の年齢は適当か				
	3 農業経営に意欲と能力があり、また将来ともその見込みがあるか				
	4 経営が規模拡大に対応する労働力を確保できるか				
事業計画	1 投資額が適正か				
	2 設備等の近代化に役立つか				
	3 関係法令等の許可届出の見通しはどうか				
資金計画	1 所得は適正か (過大又は過少でないか)				
	2 経費 (支出) は適正か				
	3 資金計画は適正か (自己資金の調達が可能か)				
技術水準	1 実績に問題はなかったか				
	2 技術に問題はないか				
経営環境	1 公害発生のおそれはないか				
	2 受益地は妥当か				
その他	1 借入条件に問題はないか (償還年数、据置期間等は適当か)				
	2 借入時期は適当か				
判定	総合意見				

(注) 適当は○、不適当は×印で表示し、検討を要するものは、△印とし内容を記入することとする。

農業近代化資金利子補給申請に関する意見書

年度 月申請 [〇〇融資機関]分

融資機関の長

項目		借入申込者					
借受者 資格	1 借受者は適格か						
	2 借受者の年齢は適当か						
	3 農業経営に意欲と能力があり、また将来ともその見込みがあるか						
	4 経営が規模拡大に対応する労働力を確保できるか						
事業計画	1 投資額が適正か						
	2 設備等の近代化に役立つか						
	3 関係法令等の許可届出の見通しはどうか						
資金計画	1 所得は適正か (過大又は過少でないか)						
	2 経費 (支出) は適正か						
	3 資金計画は適正か (自己資金の調達が可能か)						
技術水準	1 実績に問題はなかったか						
	2 技術に問題はないか						
経営環境	1 公害発生のおそれはないか						
	2 受益地は妥当か						
その他	1 借入条件に問題はないか (償還年数、据置期間等は適当か)						
	2 借入時期は適当か						
判定	総合意見						

(注) 適当は○、不適当は×印で表示し、検討を要するものは、△印とし内容を記入することとする。

第 年 月 日 号

融資機関の長 様

埼玉県農林部長
(農林振興センター所長)

農業近代化資金利子補給承認申請について

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、審査の結果遺憾ながら、下記の貸付について利子補給の承認ができませんので、通知します。

記

借入申込者	借入申込金額 (千円)	使途別資金名及び対象別資金名	理 由

添付書類 農業近代化資金利子補給承認申請書（写）

第 年 月 日 号

融資機関の長 様

埼玉県農林部長
(農林振興センター所長)

農業近代化資金利子補給承認申請について

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、下記の貸付について利子補給の承認を保留しますので、通知します。

記

借入申込者	借入申込金額 (千円)	使途別資金名及び対象別資金名	理 由

添付書類 農業近代化資金利子補給承認申請書（写）

様式第4号

農業近代化資金利子補給
承認申請取下届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で利子補給申請をしたもののうち、下記
貸付については、申請を取り下げたいので、届け出いたします。

記

借入申込者	借入申込金額 (千円)	使途別資金名及 び対象別資金名	理 由

- 添付書類 1. 農業近代化資金利子補給申請書（融資機関控えの写し）
2. 借入申込者からの農業近代化資金借入辞退届（写）

（注 添付書類の2については、特に不必要と認められるときは、
添付不要とする。）

農 業 近 代 化 資 金 貸 付 実 行
辞 退 届

第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

さきに利子補給承認を受けたもののうち、下記貸付については、貸付実行の辞退を届け
出いたします。

記

承認年度・月	承認番号	借入申込者	理 由

- 添付書類 1. 農業近代化資金利子補給承認書（写）
2. 借入申込者からの農業近代化資金借入辞退届（写）

（注 1. 添付書類の2については、特に不必要と認められるときは、
添付不要とする。
2. 貸付実行報告をするとき、あわせて提出すること。）

農業近代化資金利子補給変更承認申請書

第	年	月	日
号			

(あて先)

埼玉県知事

次の貸付けについて、貴県との利子補給契約に基づき変更承認を受けたいので
下記のとおり申請します。

融資機関

住所

名称

代表者

融資機関 担当者記名	市町村 担当者記名	農 林 担当者記名

KEYコード									
融資機関 コード	承認 年度	承認 月	承認番号						
借入者氏名等(上段……かかけ 下段……漢字)									
かかけ									
漢字									
基準 金利 (%)	利子補給率		貸付 利率 (%)	施設	資金種	債務 保証	事業種目及び事業量		
	県(%)	市町村(%)	(%)						

KEYコード									
融資機関 コード	承認 年度	承認 月	承認番号						
借入者氏名等(上段……かかけ 下段……漢字)									
かかけ									
漢字									
基準 金利 (%)	利子補給率		貸付 利率 (%)	施設	資金種	債務 保証	事業種目及び事業量		
	県(%)	市町村(%)	(%)						

(注)KEYコードは必ず記入する。それ以外の項目については、変更箇所のみ変更後の内容を記入する。

農業近代化資金利子補給変更承認書

申請融資機関の長 様

上記申請について、申請のとおり承認します。

埼玉県知事

第 年 月 日
号

農業近代化資金貸付条件等変更願

(融資機関の長) 様 借入申込者 さきに借受（借入申込）をした農業近代化資金について、貸付条件等の変更をお願いします。	
変更したい事項及びその内容	
変更をする理由及び必要性	
融資機関の意見（融資機関名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）	
市町村の意見（市町村名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）	
農林振興センターの意見（農林振興センター名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）	

農業近代化資金融資率特例適用届

第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住所
名称
代表者職氏名

さきに利子補給承認を受けたもののうち、下記貸付については事業実施の結果、事業費が当初の金額を下回り、融資率が100分の80を越えることとなったため、埼玉県農業近代化資金取扱要領第16条の規定により、融資率の特例を適用させたく届け出いたします。

記

承認年度・ 月承認番号	借受者名	貸付額	事業費		融資率	
			当初計画	実施結果	当初計画	実施結果
		千円	千円	千円	%	%
事業費が減額 された理由						

(注) 事業費が減額された内容を示す見積書、請求書等(写し)を添付すること。

農業近代化資金利子補給承認前着工届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

下記貸付については、別記条件を了承の上、次の理由から承認前に貸付対象事業を着工させたく、届け出いたします。
なお、利子補給承認申請に当たって、貸付対象事業は未着工であること及び関係書類等が整えられていることを確認しています。

記

借入申込者	借入申込金額 (千円)	使途別資金及び 対象別資金名	理 由

別記条件
審査の結果、利子補給承認ができない場合においても異義がないこと。

(添付書類 借入申込者からの早期事業着工願)

農業近代化資金における早期事業着工願

年 月 日

(融資機関の長) 様

借入申込者 住 所
氏名 〔 名 称 〕
代表者職氏名

年 月 日付けで借入申込（希望）をした農業近代化資金について次の理由により早期事業着工をいたしたく、手続きをお願いします。
なお、早期着工をする場合には別記条件を了承します。

記

借入申込金額 (千円)	使途別資金名及び 対象別資金名	理 由

別記条件

- 1 農業近代化資金について、審査の結果、利子補給承認がされない場合（農業近代化資金として借り入れができない場合）にも異議がないこと。
- 2 農業近代化資金の貸付利率、融資額その他の貸付条件等について、変更があっても異議がないこと。

※ 融資機関コード				承認 年度		承認 月		承認番号			

農業近代化資金事業完了報告書

年 月 日

(融資機関の長) 様

借入申込者 住 所

氏 名 名 称

〔 代表者職氏名 〕

農業近代化資金借入れによる事業が下記のとおり完了したので報告します。

記

借 入 年 月 日	年 月 日	借 入 金 額	円
事業開始年月日	年 月 日	事業完了年月日	年 月 日

事業完了の実績			
	事業費（実支払額）		円

融資機関の 確認意見	※ 現地を確認した融資機関の職員氏名等 現地確認年月日 年 月 日 氏 名
	※ （事業の内容及び意見）

注意事項

1 事業完了の実績欄の記入方法

（1）建物、構築物については、種類、構造、面積、請負者名等。

（2）農機具については、機種、銘柄、員数、購入先等。

（3）家畜導入については、購入先、登録家畜については、登録番号等。

（4）その他の場合にあっては、事業実施の状況を要約して記載する。

2 ※欄は、融資機関が記入する。

3 借受者は、事業の実施を証する領収書を保管すること。

※ 融資機関コード				承認 年度		承認 月		承認番号				

※欄は融資機関が記入

農 業 近 代 化 資 金 手 帳

借入者 住 所

借入者 氏 名

名 称

代表者職氏名

出 納 帳

1 入出金の記録

(単位：円)

年 月 日	入 金	出 金	残 高	支 払 先	内 容
計					

2 事業費の調達

(単位：円)

区 分	事業費	資 金 調 達				
		この借入金	自己資金	その他 ()		計
当初計画						
実施結果						
差 引						

当初計画と実施結果が違った場合の理由

領収書又は振込受取書（又はその写し）の貼付欄

（注） 領収書又は振込受取書（又はその写し）の日付が、現金振込、預貯金振替を行った日であることを確認し、出納帳に同日付けで記入してください。

領収書又は振込受取書（又はその写し）は、日付順に貼ってください。

3 請負契約書等の一覧表

（単位：円）

工 事 名	設計金額	契 約					
		年 月 日	金 額	着工年月日	施工年月日	契 約 先	支 払 条 件

現場写真等の貼付欄

(注) 事業完了後、本手帳の提出を受けた融資機関が、現場写真等を添付します（借入金額600万円を超える事業については必須）。

口座等の内容の写し貼付欄（農業近代化資金の受払に係る分）

(注) 事業完了後、本手帳の提出を受けた融資機関が、提出を受ける際に通帳等の提示を受け、その写しを添付します。

記 入 の 要 領

(1) 入金の日付

借入金入金年月日 (口座に振替られた年月日)

自己資金入金年月日

(2) 出金の日付

預貯金の払戻による支払い年月日

(記載例)

出 納 帳

1 入出金の記録

(単位：円)

年 月 日	入 金	出 金	残 高	支払先	内 容
5. 1 5	300,000		300,000		自己資金 (農協貯金から)
5. 2 1	500,000		800,000		借入金
5. 2 3		450,000	450,000	A工務店	工事一時金払い
6. 2 0		350,000	0	A工務店	工事精算金
計	800,000	800,000	0		

2 事業費の調達

(単位：円)

区 分	事業費	資 金 調 達				
		この借入金	自己資金	その他 ()		計
当初計画	800,000	500,000	300,000	0		800,000
実施結果	800,000	500,000	300,000	0		800,000
差 引	0	0	0	0		0

当初計画と実施結果が違った場合の理由

農業近代化資金借入上の注意事項

農業近代化資金は、農業経営の近代化に必要な資金を低利で融通するために、国、県、市町村の財政負担により、利子補給を行っている資金です。

したがって、融資機関その他関係機関の説明を受け、特に、次の事項に注意してください。

（目的外使用の禁止）

1. 貸付金を借入申込みしたときの目的以外に使用しないでください。
 - ・実施する事業費の支払に充てること。
 - ・実施した事業の農業施設等はその目的に従い利用すること。
 - ・借り入れた資金を使用すること。（資金を借り入れた口座から支払い、その他口座からは、支払をしないこと。）

（融資率超過）

2. 事業を実施した結果実施事業費の減少により、融資率が80%を超過する場合は、その差額について速やかに繰上償還をしてください。
※融資率80%の貸付金が対象です。

（事前着工の禁止）

3. 借入申込後、融資機関から利子補給承認された旨の通知を受けるまで、事業は着工しないでください。ただし、やむを得ない事情により着工しなければならないときは、融資機関に相談してください。

（貸付金の保留等の禁止）

4. 融資機関から利子補給承認された旨の通知を受けたときは、速やかに事業に着手するとともに、借入金が長期にわたって貸付口座に滞留しないよう事業の進行を図ってください。

（事業内容等の変更の禁止）

5. 事業内容及び貸付条件等は、原則として変更できません。ただし、災害等やむを得ない事情があるときは、融資機関に相談してください。

（その他）

6. 借入者が農業者等でなくなったときは、繰上償還を行うことになります。

なお、農業近代化資金が適切に使用されていない場合は、融資機関に対し、利子補給の停止、既に交付された利子補給金の返還の措置がとられることがあります。この場合には、借入者について農業近代化資金の繰上償還等を行っていただくことになりますので、適正に使用していただくようお願いします。

農業近代化資金利子補給金請求書

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

埼玉県農業近代化資金利子補給規程（昭和 37 年埼玉県告示第 161 号）及同規程により締結した利子補給契約書に基づき、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

年度	期分	利子補給金	円
----	----	-------	---

委 任 状

さいたま市浦和区高砂 3 丁目 12 番 9 号
埼玉県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長

上記のものを私の代理人と定め、埼玉県農業近代化資金利子補給規程第 5 条に基づき埼玉県から交付される 年度 期に係る利子補給金の受領に関する権限を委任します。

年 月 日

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

農業近代化資金利子補給金返納申請書

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

埼玉県農業近代化資金利子補給規程（昭和 37 年埼玉県告示第 161 号）及び同規程に基づき締結した利子補給契約書により、既に交付を受けた利子補給金について、下記のとおり返還を要するものが生じたので、返納の申請をします。

記

1. 返納申請額

期 別	既受領額	返納申請額	差引受領額
年度 期分	円	円	円
年度 期分	円	円	円
年度 期分	円	円	円
合 計	円	円	円

2. 返納の理由

期 別	理 由
年度 期分	
年度 期分	
年度 期分	

添付書類 1. 農業近代化資金利子補給金返納計算書
2. 農業近代化資金利子補給金計算書（写）
3. 農業近代化資金利子補給承認書（写）

〔 注 添付書類の 2、3、については、該当する貸付に係る分とする。 〕

農業近代化資金利子補給金返納計算書

融資機関名

利子補給金		貸付の別			区分	融 資 残 高						償 還 等			積 数 (C)=(A)×(B)	融資平均 残 高 (D) =(C)/365	県利子補給		返納理由
交付 年度	交付 期 間	承認 年度	承認 月	承認 番号		貸付者名	金額 (A)	期間(始) 年:月:日	期間(終) 年:月:日	日数 (B)	年	月	日	金 額			利子 補給率 (E)	利子 補給額 (D)×(E)	
					交付を受けた精算														
					適正な精算														
					返納														
					交付を受けた精算														
					適正な精算														
					返納														

農業近代化資金利子補給辞退届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

さきに利子補給承認を受けた農業近代化資金のうち、下記貸付については、
度 期以降の利子補給を、辞退したいので届け出いたします。

記

1. 利子補給辞退額

承認年度・月	承認番号	借入申込者	期末融資残高	左のうち利子補給の辞退の対象額
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	円

2. 利子補給辞退の理由

承認年度・月	承認番号	理 由

添付書類 1. 農業近代化資金利子補給承認書 (写)
2. 農業近代化資金利子補給計算書 (写)

注1. 添付書類の1については、該当する貸付に係る分とする。また、添付書類の2については、利子補給を辞退する直前の期で、該当する貸付に係る分とし、今期に貸付られたものについては、添付不要とする。
2. 期末融資残高は、利子補給を辞退する直前の期の期末融資残高を記入すること。
また、今期に貸付られたものについては、「期末融資残高」の欄を「貸付年月日」とし同期日を記入し、「左のうち利子補給の辞退の対象額」の欄は、「貸付額のうち利子補給辞退の対象額」とみなして記載することとする。

埼玉県農業近代化資金
利子補給契約申込書

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

埼玉県農業近代化資金利子補給規程（昭和 37 年埼玉県告示第 161 号）に定める農業近代化資金の利子補給に係る契約の締結をしていただきたく、関係書類を添えて、申し込みます。

注 申し込みに当たっては、次の書類を添付すること。

1. 融資機関の概要を明らかにする書類（定款、最近時の業務報告書、店舗概況等。）。
2. 融資機関の農業者等に対する業務取扱の状況を明らかにする書類。
3. 契約の締結を申し込む理由書
4. 契約を締結した場合の埼玉県の農業の近代化に対する効果等に係る見込書。

融資機関の代表者等に係る変更届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

下記の事項について、変更が生じたので、届け出いたします。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更事実発生 年 月 日
融資機関の名称			
融資機関の所在			
融資機関の 代表者職氏名			

- 〔 注 1. 変更の生じた事項についてのみ、記入すること。
2. 変更された内容を証するものを添付すること。 〕

融 資 機 関 の 合 併 届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

さきに、県と合併前の下記融資機関との間で締結した農業近代化資金利子補給契約書に係る一切の権利義務を、〔農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第68条の規定により、〕承継しましたので、届け出いたします。

記

合 併 前 の 融資機関の名称	農業近代化資金 の残高	利子補給契約 年 月 日	合 併 年 月 日
	年 期末現在 千円		
	年 期末現在 千円		
	年 期末現在 千円		
	年 期末現在 千円		

利 子 補 給 契 約 書 (例)

埼玉県（以下「甲」という。）と、[○○ 融資機関]（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金及び知事が特に必要と認めて指定した資金（以下「農業近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る農業近代化資金につき、埼玉県農業近代化資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 前条の交付の決定は乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承認書の交付をうけたときは、その日から6月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告するものとする。

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙が甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日の期間に係る利子補給金についてはその翌月の1月中に利子補給請求書により行うものとする。

第8条 甲は、乙から前条の請求を受理し、適当と認めたときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間につき年（契約時に埼玉県財務規則（昭和39年3月31日規則第18号）に定める）パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、甲と乙は協議の上乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議に定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙について各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

融資機関 住 所
乙 名 称
代表者職氏名

利子補給契約書の一部変更契約書（例）

埼玉県（以下「甲」という。）と、[○○ 融資機関]（以下「乙」という。）とは、
年 月 日に両者間で締結した利子補給契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

第1条 原契約書第 条を次のように変更する。

第 条 ○○○○○。

第2条 原契約書第 条中「 」を「 」に変更する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

甲 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

乙 融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

埼玉県農業近代化資金取扱基準

(昭和61年 3月13日決裁)

(令和 7年 9月11日最終適用)

農業近代化資金利子補給承認事務の取り扱いに当たっては、埼玉県農業近代化資金取扱要領（以下「取扱要領」という。）に定めるもののほか、この取扱基準に定めるところによる。

第1 一般的審査基準

- 1 融資対象事業の事業計画が県の農業振興施策に沿ったものであること。
- 2 経営内容からみて、借入に係る施設等が農業の生産性の向上に役立つものであり、事業見積り額が適正であって過剰投資でないこと。
- 3 公害問題の生ずる恐れのないもの、又は解決されたもの。
- 4 自己資金に余裕のあるものについては、極力その活用を図ること。
- 5 各種農業施策に基づく補助事業に係る補助残融資については、各事業が認定された年度内に利子補給承認されるものであること。
- 6 建築確認、農地転用等、他の法令等に基づく許可等を要する施設については、事前に手続きをすること。
- 7 農業機械で下取り等による値引きがあるときは、融資額は次の算式による額以内であること。
$$(\text{事業費} - \text{下取価格}) \times 80\% = \text{融資額}$$
- 8 同一の資金について、法対象資金と農業振興資金のいずれもが貸し付けられる場合は、法対象資金を優先して貸し付けるものとする。

第2 法対象資金の審査基準

1 建構築物改良等資金（1号資金）

(1) 附帯施設の範囲

この資金の貸付対象となる附帯施設の範囲については、本体の施設が本来の機能を発揮するために必要欠くべからざるものとし、例えば、次に掲げるもの等とする。

ア 電気施設、通信施設、揚排水施設及び上下水道等のインフラ

イ 事業所（その使用目的が専ら融資対象施設の運営のための事務処理にあたる場合）及び、車庫スペース（収容する運搬用器具が専ら農業用に供されるものである場合）等である。

(2) 敷地等の取得費

この資金の貸付対象となる施設に必要な最小限の建築面積（当該施設の建築面

積とし、本体の事業費の20%以内とする。)を貸付対象事業費に含めることができる。ただし、原則として共同利用施設の場合に限るものとする。

- (3) 農舎、蚕室については、次の要件を満たす場合に限り、融資対象外施設(住宅等)を併設することができるものとする。

ただし、この場合にあつては対象経費は融資対象外施設を除く農舎、蚕室延面積に単価(総事業費/総延面積)を乗じて算出した額の範囲内とする。

ア 借入申込者の実情から考えて、農舎、蚕室に住宅等を併設することが妥当であると認められること。

イ 住宅としての機能(安全・快適・合理性)が確保されていること。

2 果樹等植栽育成資金(3号資金)

(1) 植栽資金

この資金の貸付対象となる植栽費の範囲は、果樹等の定植、樹園地の整備(地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、抜根等)及び樹苗育成に要する経費(苗木代、雇用労賃、第1年度目の肥料代等の直接的現金経費)である。

(2) 育成資金

この資金の貸付対象となる育成費の範囲は、果樹等の育成期間中の肥料代、農薬代及び雇用労賃等の直接的現金経費である。

3 家畜購入育成資金(4号資金)

この資金の貸付対象範囲は、家畜の購入費及び育成費(育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費)である。

4 小土地改良資金(5号資金)

この資金の貸付対象となる事業費は、障害物除去、起土整地、客土床締め、土壤改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水路(畑地かんがい用の固定施設を含む。)、開田、開畑、牧道、牧草播種、耕地防風林の造成等に要する経費である。

5 農村給排水施設資金(7号資金)

- (1) 貸付対象となる給排水施設等とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽、これらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設(屋内配水管及びこれと直接接続するものに限る。)であつて農業を営む者が設置するものとする。

- (2) 事業内容は、農業集落排水施設整備事業等との整合性があると認められるものとする。

6 特定の農家住宅資金(7号資金)

(1) 貸付対象者

この資金の貸付対象者は、次のとおりとする。

ア 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条の過疎地域又は山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者であつて、次のいずれかの要件に該当する場合とする。

- (ア) 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき。
 - (イ) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。
 - (ウ) その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。
 - (エ) 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に、新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。
 - (オ) 自立経営を志向するものが、知事が特に必要と認めた場合に農家住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設）をするとき。
- イ アの対象区域内において認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得する場合。

（2）運用等

ア 利子補給承認は、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限るものとする。

ただし、貸付を受けようとする農業後継者が満25歳以上の場合にあっては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請できるものとする。

イ （1）のアの（エ）の知事が特に必要と認めた場合とは、次に掲げる要件に適合する場合に限るものとする。

借入申込者は、自立経営となるための総合的な経営改善計画が次の（ア）に掲げるところに従い作成され、（イ）に掲げる事項に適合すると判断されるものであること。

（ア） 経営改善計画は経営の現状及び自立経営となるための目標規模の達成計画を記載することとする。

（イ） 経営改善の目標が知事が定めた諸指標におおむね準拠したものであり、その達成が確実であると見込まれる計画であること。

ウ （1）のアの（オ）の知事が特に必要と認めた場合を例示すれば次のとおりである。

（ア） 経営委譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合であること。

（イ） 新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合であること。

（ウ） 集落排水事業が行われ又は今後行われることが確実な地域において農業生産環境の改善が効率的に図られる場合であること。

7 内水面養殖施設資金（7号資金）

（1）貸付対象施設の範囲

この資金の貸付対象となる施設の範囲は、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等とする。

(2) 運用等

養魚池の造成に必要な資金の貸付に当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。

8 長期運転資金（8号資金）

貸付対象経費は、1から7号資金に掲げる資金の対象とならないもののうち、次に掲げるものとする。ただし、ウからオまで及びキに掲げるものについては、貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織に限り、カに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、クに掲げるものについては、認定農業者等、目標地区に位置付けられた者、農業サービス事業体、農業参入法人並びに集落営農組織に限る。

ア 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する賃借の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）

ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

エ 品種の転換を行うのに必要な資金

オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

キ 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

ク アからキに掲げるもののほか、農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

第3 農業振興資金（10号資金）の審査基準

1 施設改修資金

(1) 対象事業費の範囲

この資金の貸付対象となる事業費は、既存の農業用施設等を従前の機能、状態に復するための「改修」を行うための費用で、法対象資金の対象となる「改良」にあたらないもの。

(2) 事業計画

この資金の貸付対象となる事業は、改修によって農業経営の高度化が図られる

と認められるもので、資金計画上借入を必要とするもの。

2 永年作物被害回復資金

(1) 貸付対象者

この資金の貸付対象者は、果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害を受けた埼玉県農業災害対策特別措置条例（埼玉県条例第14号、以下「災害条例」という。）第2条第2項に規定する融資対象農業者であり、当該市町村長から認定書を交付されたものとする。

(2) 貸付対象経費の範囲

この資金の貸付対象となる経費は、災害条例第3条に基づき指定された特別災害により、被害を受けた年の翌年以降の農業経営の回復を図るための肥料、種苗、原材料等の購入費とする。

(3) 貸付対象の期間

この資金の貸付対象となる期間は、災害条例第3条の規定に基づき特別災害として指定のあった日から3年を経過する日までとする。

3 農業経営回復資金

(1) 貸付対象者

この資金の貸付対象者は、農作物等に被害を受けた災害条例第2条第2項に規定する融資対象農業者であり、当該市町村長から認定書を交付されたものとする。

(2) 貸付対象経費の範囲

この資金の貸付対象となる経費は、災害条例第3条に基づき指定された特別災害により、被害を受けた年の農業経営の回復のための肥料、種苗、原材料等の購入、その他農業経営に必要な資金とする。

（附則は直近のもののみ。）

附 則

この取扱基準は、平成20年2月5日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、この基準の施行の日前に利子補給の承認をした原油・飼料価格高騰対策資金については、なお従前の例による。

附 則

この取扱基準は、平成26年5月20日から施行する。

この基準の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についてのこの基準による改正後の埼玉県農業近代化資金取扱基準の規定の

適用については、なお従前の例による。

附 則

この取扱基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成30年4月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この取扱基準は、令和3年4月6日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和4年7月29日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和5年8月15日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和7年9月11日から施行する。

農業制度資金集計システム処理要領

平成30年11月12日制定
令和 7年 9月11日一部改正

第1 目的

この要領は、次に掲げる農業制度資金に係る諸事務を農業制度資金集計システムにより処理するために必要な事項について定めるものとする。

- 1 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に定める資金及び埼玉県農業振興資金（昭和39年埼玉県告示第738号）に定める資金）
- 2 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農軽A第665号農林水産事務次官依命通知）に定める資金）のうち、平成23年度までに県が貸付決定した資金
- 3 農業災害資金（埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和53年3月31日埼玉県条例第14号）に指定する資金）
- 4 天災資金（天災による被害農林農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第4項及び第8項に定める資金）

第2 コード

1 コード表

農業制度資金集計システムで使用するコードは、別表のとおりとする。

2 融資機関コードの設定・変更

県は、融資機関から埼玉県農業近代化資金取扱要領（昭和41年7月1日制定。以下「取扱要領」という。）別紙様式第2号の届出を受ける等により、融資機関コードの設定・変更が必要と判断したときは、当該融資機関との協議により融資機関コードを設定・変更するものとする。

3 この要領の施行前に付番された承認番号及び貸付番号

この要領の施行前に付番された5桁の承認番号及び貸付番号（以下「承認番号等」という。）については、この要領の施行後は、5桁の承認番号等の左から3桁目の0を削除し、4桁に読み替えるものとする。

第3 申請書等作成における共通的注意事项

農業制度資金集計システム処理のための諸申請書及び報告書等（以下「申請書等」という。）の作成にあたっては、以下の点に注意すること。

- 1 訂正は、当該箇所の上に2本線を引き、当該箇所の上部余白に正しい文字等を記入する。また、1字の訂正であっても、関係のある語句の全部を訂正する。
- 2 訂正箇所に訂正印を押さない。
- 3 各欄に記入される内容が上段と同じ内容の場合でも、「〃」又は「同上」の表現を用いない。
- 4 申請書等に記入者氏名欄がある場合は、県から照会を受けて答えられる者の氏名を記入し、その者の連絡先をあわせて記入する。
また、申請書等に担当者記名欄がある場合には、該当する者の名を入れる。
- 5 申請書等は、本要領により定められた様式のものを使用する。

第4 農業近代化資金利子補給承認申請書の処理手続き

1 申請者

農業近代化資金の利子補給承認を受けようとする融資機関は、様式第1号により農業近代化資金利子補給承認申請書（以下「承認申請書」という。）を作成する。

2 承認申請書の提出

- (1) 融資機関は承認申請書を3部作成し、偶数月の5日までに市町村に提出する。
- (2) 承認申請書の提出を受けた市町村は、内容を審査し、偶数月の15日までに2部を所管の県農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）に提出する。
- (3) 承認申請書の提出を受けた農林振興センターは、内容を審査し、偶数月の25日までに1部を県農林支援課（以下「農業支援課」という。）に提出する。
ただし、農業支援課の承認分については、偶数月の20日までに提出する。

3 承認申請書の作成要領

- (1) 融資機関コード、農林振興センターコード、市町村コード
第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。
- (2) 承認年度
農業支援課が発行する利子補給承認書の発行予定年月日の属する年度（4月1日～翌年3月31日）を西暦で記入する。
- (3) 承認月
農業支援課が発行する利子補給承認書の発行予定月（奇数月）を記入する。
- (4) 借入予定者氏名等
 - ア 借入予定者の氏名等を、左から下段に漢字等で記入し、上段にカタカナでフリガナを付する。
 - イ 姓と名の間を1字分あける。
 - ウ 借入予定者等が次に掲げる者の場合は、フリガナの始めに、各該当する記号を付す。また、下段の漢字欄に当該組織名等を記入する。

(ア)	農事組合法人	NH
(イ)	社団法人	SH
(ウ)	財団法人	ZH
(エ)	有限会社	YK
(オ)	株式会社	KK
(カ)	合同会社	DK
(キ)	合名会社	GK
(ク)	合資会社	SK
(ケ)	土地改良区（土地改良区連合会）	TK
(コ)	農業協同組合	NK
(サ)	農業協同組合連合会	NR
(シ)	農業共済組合	KS
(ス)	農業共済組合連合会	KR
- (5) 貸付目標日
取扱要領第34条に定める貸付予定日を記入する。なお、月日が1桁の場合は、前に0を記入する。
- (6) 事業費
融資対象の事業費を千円単位で記入する。なお、千円未満は切り捨てとする。
- (7) 借入申込額
借入予定額を千円単位で記入する。なお、貸付の単位は、取扱要領第15条で定めるとおり、1万円単位である。
- (8) 約定償還額
 - ア 貸付予定額を償還回数〔（償還期間－据置期間）×年賦・半年賦コード〕で

除して得た約定償還額を千円単位で、「第1回」欄、「第2回以降」欄に記入する。

イ 割り切れない場合の残余は、第1回目の償還額に含め「第1回」欄に記入する。

(9) 償還期間、据置期間

償還期間（年数）及び据置期間（年数）を記入する。なお、据置がない場合は「0」を記入する。

(10) 年賦・半年賦コード

年賦償還の場合は「1」を、半年賦償還の場合は「2」を記入する。

(11) 基準金利

利子補給承認日時点（不明の場合は当該承認申請書作成時点）の基準金利を記入する。

(12) 利子補給・利子助成率

県、市町村が負担する利子補給率及び公益財団法人農林水産長期金融協会の利子助成が見込まれる率を、貸付後の年数に応じて記入する。ただし、利子補給・利子助成がない場合は、「0.00%」を記入するほか、償還終了後の年数に応じた欄は、空欄とする。

(13) 本人利率

基準金利から、(12)を差し引いた利率を貸付後の年数に応じて記入する。ただし、償還終了後の年数に応じた欄は、空欄とする。

(14) 施設コード、資金コード、種類コード

第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。

(15) 債務保証コード

埼玉県農業信用基金協会の債務保証に付する貸付は「1」を、債務保証に付さないものは「2」を記入する。

(16) 事業種目及び事業量

融資対象の内容（種目、構造、数量及び面積等）を記入する。

(17) 約定償還日

ア 年賦償還の場合は、その1欄に貸付日から遡って最も近い奇数月の20日を記入し、その2欄は記入しない。

イ 半年賦償還の場合は、その2欄に貸付日から遡って最も近い奇数月の20日を記入し、その1欄はその2欄から6か月を遡った奇数月の20日を記入する。

4 農業近代化資金利子補給承認通知書等の作成

農業支援課は、提出された承認申請書について、取扱要領等に基づき利子補給を承認したときは、次に定める承認書等を作成し、次のとおり関係機関に通知する。

名称	通知先
農業近代化資金 利子補給承認書（様式第2号の1）	融資機関
農業近代化資金 利子補給承認通知書（様式第2号の2）	市町村及び 埼玉県農業信用基金協会
農業近代化資金 利子補給承認通知書（様式第2号の3）	農林振興センター
農業近代化資金 利子補給承認台帳（様式第2号の4）	－（保管用）

第5 農業近代化資金利子補給承認修正届の処理手続き

1 届出者と届出先

農業近代化資金利子補給承認書の受領後、承認内容について軽微な変更をしたい融資機関は、農業近代化資金利子補給承認修正届（様式第3号）（以下「修正届」という。）を作成し、農林振興センターを経由して農業支援課へ提出するものとする。

なお、農業近代化資金貸付実行報告書により報告する事項については、修正届の作

成は要さない。

2 修正届の作成要領

- (1) KEYコード（融資機関、承認年度、承認月、承認番号）
いずれの場合でも必ず記入する。
- (2) その他の欄
修正箇所のみを記入する。

第6 農業近代化資金貸付実行報告書の処理手続き

1 作成者

農業支援課は、農業近代化資金貸付実行報告書（様式第4号）（以下「貸付実行報告書」という。）を、1月1日から6月30日までの貸付に係るもの及び7月1日から12月31日までの貸付に係るものについて、それぞれ作成する。

2 貸付実行報告書の記入要領及び提出

県から貸付実行報告書の提出を受けた融資機関は、以下に従い報告書に記入し、別途農業支援課の定める期日までに、農林振興センターを経由して農業支援課に提出する。

(1) 当期内貸付実行を行った場合

- ア 貸付実行日欄に貸付実行年月日を記入する。
- イ その他の事項で変更になったものについて、横線2本で抹消し、正しい内容を上部余白に記入する。
- ウ 補給率が変更にならない場合は、備考欄に「補給率変更なし」と記入する。
- エ 貸付中に市町村補給率が変更となる場合は、備考欄に変更後の市町村補給率と、その開始年月日を記入する。
- オ すべての案件について、貸付内容を確認できる「貸付内容照会票」等の資料を添付する。

(2) 当期内に貸付実行を行わなかった場合

- ア 来期に実行予定の場合
貸付実行日欄に貸付予定日を記入する。
- イ 貸付辞退の場合
貸付実行日欄に「借入辞退」と記入する。

(3) 貸付実行報告書に記載されていないもので貸付実行したものがある場合は、余白行すべての項目について手書きで記入する。

第7 農業制度資金貸付報告書の処理手続き

1 報告者及び報告先

農業災害資金及び天災資金の貸付を行った融資機関は、農業制度資金貸付報告書（様式第5号）を作成し、別途農業支援課が定める期日までに、農林振興センターを経由して農業支援課に提出する。

2 貸付日及び約定償還日の設定

(1) 貸付日

農業災害資金及び天災資金 随時

(2) 約定償還日

- ア 農業災害資金 貸付日からさかのぼって最も近い奇数月の20日
- イ 天災資金 随時

3 農業制度資金貸付報告書の記入要領

- (1) 資金名
農業災害資金又は天災資金を記入する。
- (2) 融資機関コード、農林振興センターコード、市町村コード
第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。
- (3) 貸付年度
貸付日の属する年度（4月1日～翌年3月31日）を西暦で記入する。
- (4) 貸付月
貸付日の属する月を記入する。
- (5) 借入予定者氏名等
ア 借入予定者の氏名等を、左から下段に漢字等で記入し、上段にカタカナでフリガナを付する。
イ 姓と名の間を1字分あける。
- (6) 施設コード、資金コード、種類コード
第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。
- (7) 貸付年月日
貸付年月日を記入する。
- (8) 事業費
融資対象の事業費を千円単位で記入する。なお、千円未満は切り捨てとする。
- (9) 融資額
融資額を千円単位で記入する。
- (10) 債務保証コード
埼玉県農業信用基金協会の債務保証に付する貸付は「1」を、債務保証に付さないものは「2」を記入する。
- (11) 貸付利率
基準金利から、県及び市町村利子補給率を差し引いた利率を記入する。
- (12) 利子補給率
ア 県が負担する利子補給率を「県」欄に記入する。
イ 市町村が負担する利子補給率を「市町村」欄に記入する。
- (13) 約定償還日
ア 年賦償還の場合は、原則としてその1欄に貸付日から遡って最も近い奇数月の20日を記入し、その2欄は記入しない。
イ 半年賦償還の場合は、原則としてその2欄に貸付日から遡って最も近い奇数月の20日を記入し、その1欄はその2欄から6か月を遡った奇数月の20日を記入する。
- (14) 約定償還額
ア 貸付予定額を償還回数〔（償還期間－据置期間）×年賦・半年賦コード〕で除して得た約定償還額を千円単位で、「第1回」欄、「第2回以降」欄に記入する。
イ 割り切れない場合の残余は、第1回目の償還額に含め「第1回」欄に記入する。
- (15) 償還期間、据置期間
償還期間（年数）及び据置期間（年数）を記入する。なお、据置がない場合は「0」を記入する。
- (16) 年賦・半年賦コード
年賦償還の場合は「1」を、半年賦償還の場合は「2」を記入する。
- (17) 事業内容
融資対象の事業内容（規模、能力等）を記入する。

第8 農業制度資金特例償還報告書の処理手続き

1 申請者及び提出

貸し付けた農業制度資金について次に定める事実が生じた融資機関は、農業制度資金特例償還報告書（様式第6号）（以下「特例償還報告書」という。）を作成し、別途農業支援課が定める期日までに農林振興センターを経由して農業支援課に提出する。

- (1) 約定償還日に償還が行われなかった。
- (2) 約定償還日以外に償還が行われた。
- (3) 約定償還額に満たない額又は約定償還額を超えた額の償還が行われた。
- (4) 期限の利益を喪失した。
- (5) その他、次に掲げる約定償還条件を変更した（知事の変更承認を受けたものに限る。）
 - ア 償還期限の変更
 - イ 据置期間の変更
 - ウ 償還回数の変更

2 特例償還報告書の作成要領

(1) 融資機関コード

第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。

(2) 資金名

農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（略称スーパーL）、農業災害資金又は天災資金のいずれかを記入する。

(3) 承認（貸付）年度、承認（貸付）月、承認（貸付）番号

当該貸付に係る県の付した年度、月、及び番号を記入する。

なお、承認（貸付）番号について、県が当初付したものが5桁であるときは、左から3桁目の0を削除し、4桁に読み替えるものとする。

(4) 繰上償還又は延滞額償還等

ア 発生年月日

繰上償還日、延滞分の償還がされた日又は期限の利益の喪失日を記入する。

イ 償還金額

繰上償還された額、延滞となっていた元金が償還された場合の当該償還額又は期限の利益が喪失された額を円単位で記入する。

ウ 1つの貸付について、繰上償還又は延滞の償還等が複数なされた場合は、（第1回）の欄から順に記入する。

エ 繰上償還及び延滞の償還が同日に行われた場合は、合算した額を記入する。

オ 約定償還と繰上償還及び延滞の償還等が同日に行われた場合は、約定償還額を除いた額を記入する。

(5) 期中延滞

約定償還日に償還されなかった約定償還額を円単位で記入する。

(6) 約定償還変更

変更承認年月日及び知事から変更承認を受けた内容を具体的に記入する。

（例）○年○月○日の約定償還日を中間据置に変更

(7) 備考

特例償還の内容に応じて、次のいずれかに○印を付する。

ア 全額繰上償還

イ 一部繰上償還

ウ 延滞金の償還

エ 期中延滞の発生

オ 期限の利益喪失

カ 約定償還変更

第9 農業制度資金貸付内容一覧表等の処理手続き

1 作成者

農業支援課は、農業制度資金貸付内容一覧表（様式第7号）（以下「貸付内容一覧表」という。）を、毎年6月30日時点の融資残高を確認するもの及び12月31日の融資残高を確認するものについて、それぞれ作成する。

2 融資機関の作業

県から貸付内容一覧表の提出を受けた融資機関は、「期末融資残高」欄等を確認し、別途定めるチェック表様式を県に提出する。なお、必要に応じて第8に定める特例償還報告書等を添付する。

3 県は、2に従い融資機関から提出された特例償還報告書の内容を反映させた修正後の貸付内容一覧表を一部、保管するものとする。

第10 農業制度資金利子補給計算書等の処理手続き

1 作成者

農業支援課は、第9で確認した融資残高等に基づき農業制度資金利子補給計算書（様式第8号）（以下「利子補給計算書」という。）を作成し、融資機関に送付する。

2 融資機関の作業

融資機関は、自らの利子補給金計算結果と県が算出した利子補給計算書を照合し、誤りがない場合は農業近代化資金に係る利子補給金の請求を行うものとする。

第11 その他

この要領に定める申請書等の提出に当たっての経由機関の規定については、信連が提出する場合その他で適当と認められる場合は、この規定を適用しないものとする。